

インボイス制度の支援措置としての税制改正案が閣議決定されました。また令和 4 年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 378 回

新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。ところで「今年はどんな年になるか」に対して私の思いを少し述べてみたいと思います。まず 10 月からインボイス制度が開始されます。皆様ナンバー登録はお済みになりましたか。あるいは登録するかどうかの決断はされましたか。そして来年 1 月から電子帳簿保存法の宥恕期間が終わり改正に対応が必要です。これも中小企業にとっては大変厳しい措置ですね。

次に年明け早々に岸田内閣が「異次元の少子化対策」の財源に消費税引き上げも検討の対象となると聞いておりますが、これは消費を著しく減退させる恐れが多分にあります。絶対今決行すべきではないと思います。

さらに具体的に述べさせていただきます。

- ① 2022 年度の実質 GDP の成長率予測は 1.4%~1.9%と有力エコノミスト全員が 2%に満たないと回答しており、非常に厳しい見方をしています。
- ② 円安、ロシアによるウクライナへの侵攻に伴う未曾有のコスト上昇。食用油・小麦食品・菓子類・乳製品まで次々と食卓を襲う食品値上げラッシュ、さらに原油高・包装資材・容器なども高騰し大幅な値上げとなるものと予測されます。また電気代の値上がりも甚だしいものがあり、企業や一般消費者を直撃しています。
- ③ オミクロン株の変異ウイルス XBB 型(通称グリフォン)の感染が中国を中心として猛威を振っています。「XBB」は、オミクロン株の「BA.2」系統の 2 種類が組み合わさった「組み換え体」と呼ばれるタイプのウイルスです。アメリカでは 2022 年 12 月下旬からこの系統のウイルスが検出される割合が増加し、アメリカ CDC=疾病対策センターが 2023 年 1 月 6 日に発表したデータでは「XBB」と「XBB.1.5」(通称クラーク)を合わせて全体の 32.5%を占めると推定されています。両方とも人間の免疫力をすり抜ける力が強いそうです。「これまで流行したウイルスの中で最も中和抗体が効きにくく、感染のしやすさは高まっていると考えられる。警戒が必要なウイルスだ」と専門家は話しています。

このような非常に厳しい予想が考えられます。従って今年の日本は厳しい年になると予測されますね。皆様十分気を付けてください。特に原料高とこのウイルスには十分ご注意ください。

前田の《今人生を語る》第 283 回

めざめよ日本人 (205)

一部の方(日本に来て長い間暮らした方)に「日本人は礼節を重んじ道徳観念が高い」と言っただけです。皆様自分で本当にそうだと思いますか？私はまさにこれから自分自身が十分気を付けて道徳心を高める時だと思っております。

免税事業者から課税事業者になる方

① 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2 年前(基準期間)の課税売上が 1000 万円以下等の要件を満たす方)を対象に、売上税額の 2 割を納税額とすることができます。対象となる期間は令和 5 年 10 月 1 日~令和 8 年 9 月 30 日を含む課税期間、個人事業者は、令和 5 年 10~12 月の申告から令和 8 年分の申告まで対象となります。事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です。

② 小規模事業者を対象に、持続化補助金について、インボイス発行事業者の登録で補助金が 50 万円上乗せされます。税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等を補助対象に 50~200 万円(補助率 2/3 以内※一部の類型は 3/4 以内)の上限に 50 万円加算されます。

すべての方

I. 登録申請が令和 5 年 3 月末までに必要だったのが、4 月以降の申請でもインボイス制度が開始する令和 5 年 10 月 1 日を登録開始日として登録が可能となりました。

II. 少額な値引き・返品は対応不要となりました。1 万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります。振込手数料分を値引処理する場合も対象です。適用期限はありません。

中小企業・小規模事業者

少額取引はインボイスが不要となります。2 年前(基準期間)の課税売上が 1 億円以下または 1 年前の上半期(個人は 1~6 月)の課税売上が 5 千万円以下の方を対象に 1 万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります。対象となる期間は令和 5 年 10 月 1 日~令和 11 年 9 月 30 日です。

※その他中小企業・小規模事業者等を対象に IT 導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました。詳しくは財務省のホームページでご確認ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/index.html